

陳情処理状況報告書

- . - . - 陳 情 - . - . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
13-1	8. 5. 11	高等学校における「平和教育」及び「校外学習」の政治的中立性と安全確保を求める陳情	富山市 個人	<p>【陳情理由】</p> <p>高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、生徒が命の尊さ、戦争の悲惨さ、わが国と地域社会が歩んできた歴史、国際社会の平和の大切さを学ぶ重要な教育活動です。高校生は、社会や政治、国際関係について自ら考え、主権者として判断力を養う重要な時期にあります。</p> <p>平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識、社会認識、主権者としての判断形成に影響を与えるおそれがあります。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。</p> <p>教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。</p> <p>本陳情を通し、高等学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故があります。</p> <p>亡くなられた武石知華さんの御遺族は、事故当日の経過についてインターネット上で公表されています。そこでは、学校から家族への事故に関する最初の報告が死亡確認後であったこと、父親が電話越しに娘の死を知り、「心の叫びが声にならない」と記されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十</p>

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>が、特定の政党・政治団体・政治活動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、生徒が多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。</p> <p>②保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。</p> <p>修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。</p> <p>③過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。</p> <p>教育委員会又は学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等をもとに、主に修学旅行・校外学習の内容を確認すること。その際、辺野古周辺の現地視察、抗議活動現場の訪問、座り込み、船舶利用、関連団体等の関与などが含まれていなかったかを確認すること。あわせて、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る行程・教育活動がなかったかを確認すること。</p> <p>④③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。</p> <p>③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行うこと。その際、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけ、安全管理、保護者説明、政治的中立性への配慮等について、実態を把握すること。また、その結果を今後の指導及び改善に生かすこと。</p>

— . — . — 陳 情 — . — . —

※教育警務委員会にも分割付託しており、枝番を付している。

- . - . - 陳 情 - . - . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
15	8.5.20	TOYAMA goenの 利用条件改善に 関する陳情	射水市朴木27 2-2 尾山 栄賀	<p><u>陳情の内容（趣旨）</u></p> <p>富山県が実施している婚活支援事業（TOYAMA goen）につきまして、現行制度では（企業が導入している場合に限り利用可能）とされており、県民の利用機会に大きな偏りが生じている状況にあります。つきましては、県民サービスとしての公平性および実効性の観点から、下記（陳情項目）の事項につき改善をご検討くださいますよう、要望いたします。</p> <p><u>陳情の内容（陳情事項（項目））</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業導入の有無に左右されない（個人利用プラン）の創設 2. 中小企業等が導入しやすくなるよう、導入費用への補助制度の検討 3. 既存の婚活支援施策（マリッジサポートセンター等）との連携強化 4. 県民全体が利用できる婚活支援制度の拡充

- . - . - 陳 情 - . - . -

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>すること。</p> <p>6.-1 学級閉鎖等の事後対応だけでなく、欠席率、地域流行状況、校内感染状況、換気状況等を踏まえた段階的対策を導入し、感染拡大を未然に抑制する仕組みを構築すること。</p> <p>7.-1 学校園における感染歴、長期欠席、罹患後症状、保護者負担等の実態について継続的な調査を行い、政策立案の基礎資料として活用すること。</p> <p>8.-1 児童生徒及び保護者に対し、感染後の健康影響や相談先、支援制度等について情報提供を強化し、早期支援につなげる体制を整備すること。</p> <p>9.-1 上記各事項について、「国通知に沿っている」「国マニュアルが存在する」ことのみを理由として検討を終了するのではなく、地域の実情及び科学的知見に基づき独自に検証し、その結果を公表すること。</p>

※項目 1～4、6、8、9は、教育警務委員会に、項目 7、9は厚生環境委員会にも分割付託しており枝番を付している。

※項目 5は、厚生環境委員会に分割付託している。

- . - . - 陳 情 - . - . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
19-1	8. 6. 15	杜撰73号 県職員は被告訴 人容疑で捜査対 象	富山市八尾町黒 田544-2 松永 定夫	<p>1. 陳情の趣旨</p> <p>県庁主要部局の職員に係る情報公開制度の逸脱は、制度の形骸化から行政一体の隠ぺいに至り、その結果、富山地方検察庁、富山県警察捜査2課の捜査に及ぶ。県職員らは不適切問題を繰り返し、これを放置している。不適切な行政運営を隠蔽、県民の知る権利を阻害する事はもちろんであるが、県民から行政への信頼を取り戻す事が急務な事案でも有る。県文書法務課、県広報課、県教育委員会企画課、県警察相談課（告訴状受付待ち）など、情報公開制度に係る制度を逸脱した不適切事務行為は看過できず、捜査機関から計4件の内3件受理は、深刻。</p> <p>2. 県主要関係部局へ捜査機関の介入経緯</p> <p>(1) 富山県庁、県警察捜査2課へ告訴状提出</p> <p>県経営管理部法務文書課所管の情報公開係りは、総合窓口として、県の全ての公文書開示請求窓口になっている所、昨年度当初の開示請求分の公安委員会及び県警察本部長宛て分請求文書を置き忘れ、これを請求者への開示決定通知が出来ないから県警情報公開窓口は受け取らない紛争から公文書開示請求者は、改めて再請求に至り、県警察へ告訴状提出に至り、本年3月17日富山県警捜査2課は富山県検察庁へ送致（送検）した旨連絡を得る。</p> <p>同様に開示決定日の15日間を逸脱した県広報課（県民の声係）に対して、富山地方検察庁は昨年12月4日告訴状を受理。</p> <p>引き続いて、県教委企画課の非開示決定処分は、秘書氏名について「請求に係る公文書を作成していないため」との処分から虚偽公文書作成容疑で、富</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
20	8.6.16	県職員給与に関する条例の改正を求める陳情	富山市 個人	<p><u>陳情の趣旨</u></p> <p>2024年9月27日の経営企画委員会において審議された陳情第14号に関連し、下記の通り陳情いたします。</p> <p><u>陳情の理由</u></p> <p>陳情第14号の審議において、県職員の命令により非正規職員が早朝除雪作業を行ったにもかかわらず、時間外手当が意図的に支給されず、公金の節約が図られていることが問題となりました。その説明では、あたかも振替休日を付与することで時間外手当の代替とするかのような内容であり、また労働基準監督署も「特に問題はない」と判断したかのような説明がなされていました。</p> <p>しかしながら、以下の点を明確にする必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 早朝業務の実施は県職員課の命令によるものであり、非正規職員が自発的に行ったものではない。 2. 時間外手当または振替休日のいずれも、実際には一切支給・付与されていない。 3. 労働基準監督署が「特に問題はない」と判断した根拠は、時間外手当や振替休日を付与したからではなく、労働基準法第41条（労働時間等に関する規定の適用除外）に定める農業従事者は深夜残業を除き時間外割増賃金の支給義務が生じないという条項に該するため適正と判断したものにすぎない。 <p>すなわち、県職員についても労働基準法第41条が適用される業種・職種においては、深夜残業手当を除く時間外労働に対する割増賃金の支給義務は、非正規職員と同様に法律上存在しません。現在、県職員に対して当該手当が支給されているのは、支給義務のない手当を支払うよう定めた県の条例・規則によるものに過ぎません。</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>人事課所管外ではありますが参考として、長年問題とされている教諭への残業手当支給についても同様の構造があります。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第3条第2項において「教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。」と定められているため、残業手当が支給されず、僅かな調整額の支給にとどまっています。教諭に残業手当を支給する条例を制定し支給しても違法にはなりません、制定されていないため支給されない状況です。</p> <p>人事課が適正と判断したように、非正規職員については労働基準法上支払義務のない深夜残業以外の残業手当を支給しない取り扱いとされている以上、正規職員（県職員）についても同様の取り扱いとすることが、労働者に対する公正かつ公平な対応であると考えます。</p> <p><u>陳情の内容</u></p> <p>県職員のうち労働基準法第41条が適用される業種・職種の職員については、非正規職員に対して行われたと同様に同条を適用し、現行の県職員給与支給に係る条例を改正して、当該職員への深夜残業手当を除く時間外・休日手当の支給を廃止することを強く求めます。</p> <p>なお、2024年9月27日の経営企画委員会における陳情第14号の協議において、議員から当該問題に対する質疑がなかった事実を踏まえると、議員各位も非正規職員と同様に労働基準法の規定に従い特定の県職員への残業手当を廃止する条例改正について前向きにご検討いただけるものと考えます。</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
21	8.6.16	会計年度任用職員 の予算申請に おける業務内 容・業務量の把 握根拠及び適正 な公金使用の説 明を求める陳情	富山市 個人	<p>【陳情の趣旨】</p> <p>1. 人事課の説明について</p> <p>2025年3月21日に開催された経営企画委員会における陳情第4号の1の審議において、人事課は次のとおり説明しました。</p> <p>「センターから必要となる人員数や業務内容、業務量を把握した上で、センターに予算を配当しているものです。」</p> <p>この発言は、農林水産部から提出された予算申請資料に基づき、人事課が業務内容および業務量を適切と判断した上で予算使用を認めたことを公式に表明したものであります。</p> <p>しかしながら、当該予算申請資料を情報公開請求により取得したところ、開示された資料には業務内容が抽象的に記載されているのみであり、具体的な作業内容・業務量の根拠・前年度の業務実績（業務日誌・作業時間集計等）は一切含まれていませんでした。農林水産部に確認したところ、「この資料のみで予算が認められた」との回答を得ており、現場の作業内容や正規職員だけでは補えない作業の具体性が示されないまま予算が承認されていることとなります。</p> <p>2. 農林水産企画課の説明について</p> <p>同日開催の県土整備農林水産委員会における陳情第4号の2の審議において、農林水産企画課は次のとおり説明しました。</p> <p>「年度当初に業務内容を考慮した上で任期の定めのない職員のみでは不足する部分を勘案し、必要な会計年度任用職員を用いております。」</p> <p>この説明は、「不足する部分」を勘案して任用しているというものであり、正規職員では補えない業務内容と業務量について、客観的に把握・算定できる状況にあることを示しています。すなわち、</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>その根拠となる資料が存在するにもかかわらず、情報公開により開示されていない可能性があります。</p> <p>3. 問題の所在 以上を踏まえると、下記のいずれかの問題が存在すると考えられます。</p> <p>1. 業務内容・業務量の客観的根拠を欠く資料のみで予算承認が行われた場合、適正な予算査定が形骸化しているおそれがあること。</p> <p>2. 判断に必要な資料（業務日誌・作業時間集計・前年度実績等）が別途存在するにもかかわらず、県に不利益が生じるとの判断等により意図的に非開示とされた場合、情報公開の適正性に重大な疑義が生じること。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>人事課が経営企画委員会において「業務内容、業務量を把握した上で予算を配当している」と明言した以上、その具体的な根拠を県民に対してわかりやすく説明することは行政の基本的責務であります。ついては、下記の事項について誠実な対応を求めます。</p> <p>1. 情報公開により「開示された資料のみ」をもって、「人員数や業務内容、業務量を把握」し、公金使用として適切と判断した根拠および具体的な判断過程を、県民にわかりやすく説明すること。</p> <p>2. 業務量の客観的根拠なく予算を承認することが適正な公金支出の管理といえるのか、県としての公式な見解を示すこと。</p> <p>3. 今後の会計年度任用職員に係る予算申請に当たっては、業務内容、業務量、前年度実績及び外部委託できない理由を具体的に示した資料の添付を義務付けるなど、公金支出の透明性を高める</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>ための制度的措置を講じること。</p> <p>委員会での説明内容と開示された資料の内容の間には明らかな乖離があり、県民の税金が原資となっている公金が適正に使われているかどうか判断できない状況にあります。富山県が県民の信頼に応えるためにも、本陳情の趣旨をご理解の上、誠実なご対応を賜りますよう切にお願い申し上げます。</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
22	8. 6. 16	富山県庁舎における執務スペースの適正利用及び公金の無駄遣いは是正を求める陳情	富山市 個人	<p>【陳情の趣旨】</p> <p>はじめに、公有財産の取り扱いについて法律を整理します。</p> <p>地方自治法第238条の4にて貸出制限がかかっています。この条項は「行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。」と定められています。ここで大事なのは「その用途又は目的を妨げない限度において」、つまり県庁舎が必要な目的を妨げない範囲と定められているという点です。</p> <p>次に、県庁舎は国の法律改変などに伴い新しい業務が増える一方で業務がスリム化する傾向は全く見えないことから、執務を行うためのスペースが必要であることは、県が合理的な判断を欠いているのではなく、国の法律を遵守するために必要とするものであり、やむを得ないことと考えます。</p> <p>個人的には、人事課などは劣悪な環境で働いていると思います。狭い部屋で椅子も引けないような状況で、人も通れないようなスペースで働いています。記者クラブへ貸し出している部屋を明け渡すだけでも、人事課の労働環境は目まぐるしく改善すると想像できます。</p> <p>しかし、富山県知事はこのような状況でも問題はないから第三者への貸出は問題がないと考えていることは明確です。例えば「場所が離れるから使えない」というのであれば、県が行っているリモートワークは成果の出ない勤務であることになります。</p> <p>昨今、国の法律改変により執務スペース不足・庁舎建替え財源不足などを理由に、記者クラブへ貸し出していたスペースを廃止にし、会見場の開室時間を早めるなど協力を求めている自治体は増えています。</p> <p>しかし、県庁内には数多くのスペース貸出が行われています。銀行、郵便局、</p>

- . . . - 陳 情 - . . . -

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>食堂、記者クラブ、県労働組合など、かなりのスペースを貸し出しています。前述の地方自治法では「その用途又は目的を妨げない限度において」であるから、貸出が適切であると県知事が決定しているものです。</p> <p>にもかかわらず、「庁舎スペースが足りない。狭い」と県職員から発言されることに大変疑問を感じます。</p> <p>県知事が執務に影響がないと判断しているから第三者へ多くの庁舎スペースを貸し出しているにもかかわらず、県職員から「庁舎スペースが足りない。狭い。」として、働き方改革でフリースペース実験が必要だと公金を使用していることに大変疑問です。</p> <p>また、富山県人事委員会は以前庁舎内に設置されていたにもかかわらず、現在は賃料を支払い執務室を借りている状況です。</p> <p>現在の富山県防災危機管理センターがある場所にはかつて農林水産部がありましたが、現在もなお賃料を支払い庁舎外に執務室を借りている状況が続いています。</p> <p>銀行、郵便局、食堂、記者クラブ、県労働組合などが庁舎内にあれば便利ではあると思いますが、県庁の第一優先は執務を行うためのものであり、便利さを求める場所ではありません。使用しないスペースを活用するという意味で利便性を求める分には問題はないと考えます。</p> <p>【陳情事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第一に執務を行うことを最優先に考えること。第三者への貸出が執務に支障をきたしていると判断される場合は、速やかに当該貸出を見直し、執務スペースの確保を優先すること。 2. 第三者への貸出が抑制されなければ執務に影響がないため貸出が続けられていると判断されるべきであり、働き方改革の一環であるフリースペースの実験は必要ないものとして直ちに中止

- . - . - 陳 情 - . - . -

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>し、執務スペースについては一切の問題はないと考え、無駄な公金使用を直ちにやめること。なお、執務に影響の出ない範囲でリモートワークや労働時間の自由度を上げていく改革はさらに積極的に進めること。</p> <p>3. 法に従い富山県知事が決定したことに反して県職員の要望のために公金を垂れ流すことは直ちに止めること。</p> <p>4. 第三者へ貸し出している執務スペースの貸出をやめ、富山県人事委員会を県庁舎内に戻し、公金の無駄遣いを直ちに止めること。</p> <p>5. 農林水産部を元いた場所である富山県防災危機管理センターに戻し、無駄な公金支出を直ちに止めること。農林水産部を戻せない場合は、県職員の駐車場として使用している県有地を活用し、将来の人口減少と共に行政サービスが減少することで必要とされる執務スペースの減少を踏まえ固定費がかさむ自社ビルではなくPPP・PFI事業にて新社屋を建設するなど、県有財産を活用する事業を行うこと。</p>

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
24-1	8. 6. 18	県内どこに住んでいても、学習の機会が保障されるよう、来年度の県立高校募集定員を減らさないことを求める陳情	富山市千歳町 1-2-3 富山県高等学校 教職員組合 執行委員長 中山 洋一	<p>(陳情の趣旨)</p> <p>県政発展のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。</p> <p>県教委は158学級中48学級(30.4%)にまで拡充してきた少人数学級を今年度、一気に縮小し、31学級減のわずか17学級(10.8%)に後退させました。これによって8校で、上級生が30人学級や35人学級であるのに、1年生が40人学級に逆戻りしています。これはゆきとどいた教育を願う生徒・保護者・教職員の声に背を向けるものです。これまで行ってきた少人数学級の検証と評価を全く行うことなく、財政論を理由に、わずか2年で少人数学級拡充の基本路線を投げ捨てたことに強く抗議します。</p> <p>また、県教委は今年度入学生から、学級編制方針を大きく変更しました。「地域別の中学卒業予定者数の動向」と「これまでの学級増減の経緯などを踏まえる」という方針が削除され、「各学校の志願者数の推移」のみを唯一の編制基準に格上げしました。全体の募集率をあらかじめ設定することをやめ、普通科割合の目安(約66%)を示すこともやめました。「(学級減ではなく)定員減での対応」は2年で、「年度によって中学校卒業予定者数が増える学区があっても募集定員は増やさない」という方針はわずか1年でなくなりました。</p> <p>この結果、募集率は70.8%から73.1%に上昇したものの学区間の不均衡は解消されず、普通科割合も63.7%に低下した上に学区間の格差がますます広がっています。住んでいる場所で学びの選択肢に大きな不均衡が生じています。この不均衡を解消するためには、段階的な少人数学級の拡充しか道はありません。1年ごとに編制方針が変わる県教委の場当たりの対応に生徒も学校も翻弄されています。通学の手段である公共交通機関の維持が困難な状況となっており、高校再編全体</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
13-2	8. 5. 11	高等学校における「平和教育」及び「校外学習」の政治的中立性と安全確保を求める陳情	富山市 個人	<p>【陳情理由】</p> <p>高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、生徒が命の尊さ、戦争の悲惨さ、わが国と地域社会が歩んできた歴史、国際社会の平和の大切さを学ぶ重要な教育活動です。高校生は、社会や政治、国際関係について自ら考え、主権者として判断力を養う重要な時期にあります。</p> <p>平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識、社会認識、主権者としての判断形成に影響を与えるおそれがあります。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。</p> <p>教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。</p> <p>本陳情を通し、高等学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故があります。</p> <p>亡くなられた武石知華さんの御遺族は、事故当日の経過についてインターネット上で公表されています。そこでは、学校から家族への事故に関する最初の報告が死亡確認後であったこと、父親が電話越しに娘の死を知り、「心の叫びが声にならない」と記されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十</p>

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>が、特定の政党・政治団体・政治活動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、生徒が多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。</p> <p>②保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。</p> <p>修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。</p> <p>③過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。</p> <p>教育委員会又は学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等をもとに、主に修学旅行・校外学習の内容を確認すること。その際、辺野古周辺の現地視察、抗議活動現場の訪問、座り込み、船舶利用、関連団体等の関与などが含まれていなかったかを確認すること。あわせて、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る行程・教育活動がなかったかを確認すること。</p> <p>④③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。</p> <p>③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行うこと。その際、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけ、安全管理、保護者説明、政治的中立性への配慮等について、実態を把握すること。また、その結果を今後の指導及び改善に生かすこと。</p>

— . . . — 陳 情 — . . . —

※経営企画委員会にも分割付託しており、枝番を付している。

- . - . - 陳 情 - . - . -

○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
16-2	8. 6. 11	学校園における 感染対策の再構 築と子どもの将 来・地域社会を 守る対策に関す る陳情	富山市 個人	<p><u>陳情の内容（趣旨）</u></p> <p>現在、学校園における新型コロナウイルス感染症対策については、「文部科学省の通知に沿って適切に対応している」との説明が繰り返されています。しかし、文部科学省通知は法令ではなく行政通知であり、地方自治体が地域の実情や科学的知見を踏まえて独自の対策を講じることを妨げるものではありません。また、本陳情は新たな変異株の出現を前提としているものではありません。令和5年以降、感染症法上の位置付け変更や対策緩和が行われましたが、その後も新型コロナウイルス感染症による死亡や罹患後症状（Long COVID）は継続して発生しています。令和7年（2025年）の人口動態統計では、新型コロナウイルス感染症による死亡者数は年間1万人を超え、インフルエンザによる死亡者数を大きく上回りました。一方で、罹患後症状については十分な統計すら整備されておらず、その実態は依然として把握されていません。</p> <p>学校園は、多数の児童生徒と教職員が長時間同じ空間で活動する場であり、エアロゾル感染が生じやすい環境です。学校園で発生した感染は、子どもから家庭へ、家庭から職場や地域社会へ広がり、さらに別の家庭を経て再び学校園へ持ち込まれるという感染ループを形成します。学校園は単なる教育施設ではなく、地域全体の感染状況に影響を与える重要な接点となっています。</p> <p>また、学校園での感染は児童生徒だけの問題ではありません。教職員の感染は休職や人員不足を招き、教育機能の維持を困難にします。子どもが感染すれば保護者は看病や待機のため就業を制限され、さらに家庭内感染が発生すれば世帯収入の減少や医療費負担の増加につながります。感染拡大は教育・福祉・医療・地域経済のすべてに影響を及ぼします。</p> <p>さらに、罹患後症状では持続的倦怠感、睡眠障害、集中困難、記憶障害、抑うつ</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>すること。</p> <p>6.-2 学級閉鎖等の事後対応だけでなく、欠席率、地域流行状況、校内感染状況、換気状況等を踏まえた段階的対策を導入し、感染拡大を未然に抑制する仕組みを構築すること。</p> <p>8.-2 児童生徒及び保護者に対し、感染後の健康影響や相談先、支援制度等について情報提供を強化し、早期支援につなげる体制を整備すること。</p> <p>9.-2 上記各事項について、「国通知に沿っている」「国マニュアルが存在する」ことのみを理由として検討を終了するのではなく、地域の実情及び科学的知見に基づき独自に検証し、その結果を公表すること。</p>

※項目 1～4、6、8 は経営企画委員会に、項目 9 は経営企画委員会及び厚生環境委員会にも分割付託しており枝番を付している。

※項目 5 は厚生環境委員会に、項目 7 は経営企画委員会及び厚生環境委員会に分割付託している。

- . - . - 陳 情 - . - . -

○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
18-1	8. 6. 15	杜撰72号 県公安委員は機能せず	富山市八尾町黒田544-2 松永 定夫	<p>1. 陳情の趣旨</p> <p>「三権分立(立法・行政・司法の分離)が必要とされる最大の理由は、国家権力の暴走(濫用)を防ぎ、国民の権利と自由を守るためです。」とAIでも解説しているところ、県公安委員会の機能不全は、国家権力の暴走(濫用)を許すことに成りかねない故、緊急な対応が不可欠です。</p> <p>2. 県公安委員会の実態及び経緯</p> <p>(1) 公安委員会の運営 2項[議事]定例会(富山県公安委員会の運営に関する規則第3条)では、「公安委員会の権限に属する事項について審議、決議を行うほか、事件・事故及び災害の発生状況と警察の取組、治安情勢とそれを踏まえた警察の各種施策、組織や人事管理の状況等について報告を受けます。」と規定しており、3名の公安委員の内2名以上の出席と県警本部長等で構成し、月3回の開催が定義づけられているところ、県民からの苦情申し立てを10か月以上放置している。</p> <p>(2) 富山県公安委員会に関する警察法上の主な規定[権限等]において、79条で公安委員会に対する苦情申出の受理等と明記されている所、昨年7月31日付けで県民からの苦情申し出に対して未だに回答を得ていません。前年度2回及び本年度2回その他、県警察相談課職員に対しても2回の早期回答を求めが長期間放置され続けている例からも、実質的な独立審査機関として機能していません。</p> <p>(3) 公安委員会は、実質的な「名誉職」化委員の選任プロセスにおいて、警察に批判的な人物が入りにくく、チェック機関の独立性が期待されない構図に成っています。</p> <p>例えば、現在ネット上で公安委員の1</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
23	8.6.18	目の前の県立高校生の教育条件を充実させるとともに、教職員の執務環境の整備等をすすめることを求める陳情	富山市千歳町 1-2-3 富山県高等学校 教職員組合 執行委員長 中山 洋一	<p>(陳情の趣旨)</p> <p>県政発展のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。</p> <p>令和7年度の県予算のうち県立高校の事業費は高校再編の方向性が不透明であることを理由に大きく削減されました(令和6年度比で-22%、17億円余の減額)。令和8年度は前年度比+16%、10億円増ですが、一昨年度の水準に戻っていません。</p> <p>老朽化がすすむ県立高校校舎の長寿命化工事は2校が基本設計で計画がストップしたままで、大型建設事業、グラウンド整備の予算はゼロです。12年後の将来構想の検討が優先され、目の前の生徒の劣悪な教育条件、教職員の不合理な勤務実態の改善が後回しにされています。</p> <p>県立高校現場の厳しい実態が改善されるよう、予算措置を含め、下記の事項について早急に必要な対応を取っていただくことを陳情します。</p> <p>(陳情の項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 老朽校舎の改築・改修、施設・設備の修繕を進めること。高校再編の方向性が不透明であるとの理由で、新規の長寿命化工事、大型建設事業、グラウンド整備などを一切行わない対応をただちにやめること。 2 特別教室のエアコン設置を早期に完了し、体育館のエアコン設置の時期を前倒しするとともに、移動式エアコンの設置を今夏に間に合わせること。 3 生徒用一人一台端末の保護者負担をなくすこと。当面、保護者負担をお願いする場合は、個人負担があること、負担金額の見込み、各学校のOSの公表時期と閲覧方法、貸与や補助の要件や補助額などについて、中学3年の2学期までに中学生・保護者への説明を県教委

— . . . —

陳

情

— . . . —

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>が行うこと。</p> <p>4 教室、体育館、運動場、農場のWifi通信環境を整備すること。</p> <p>5 老朽化したプロジェクター、破れたスクリーンを早急に更新すること。</p> <p>6 全教職員に執務用パソコンとタブレットを配備すること。また、タブレットが老朽化して動かないため授業で使えない実態、そもそもタブレットを配備されていない教員は授業で使いようがない実態、ペーパーレスの職員会議でタブレットを持たない教職員がいる実態を改善するため、機器を更新し、配備対象を拡大すること。</p> <p>7 デジタル採点ソフトを全県立高校に配備すること。</p> <p>8 教職員50人未満の県立高校に産業医資格のある健康管理医を配置し、過重負担の教職員への保健指導ができるようにすること。</p> <p>9 現在全く支給されず、すべて教職員の個人負担となっている車利用の出張の際にかかる高速道路使用料金を支給すること。</p> <p>10 今年度欠員がさらに2名増えて36名となっている実習助手を早急に募集すること。</p> <p>11 中部6県で唯一新採教職員が年度当初の職員会議に出席できない理不尽な現状を解消するため、辞令交付式を廃止し、辞令を赴任校の校長から受け取るようにすること。</p> <p>12 庁内メール便を復活させ、提出物や配布物の授受のために、教職員を県庁に呼びつけることをやめること。</p> <p>13 給与の誤支給をなくし、旅費の立て替えをなくすこと。立て替え期間が場合によっては半年以上にも及ぶ異常な実態を改善すること。</p> <p>14 辞令を採用、任用の日に本人に手渡すこと。</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
24-2	8. 6. 18	県内どこに住んでいても、学習の機会が保障されるよう、来年度の県立高校募集定員を減らさないことを求める陳情	富山市千歳町 1-2-3 富山県高等学校 教職員組合 執行委員長 中山 洋一	<p>(陳情の趣旨)</p> <p>県政発展のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。</p> <p>県教委は158学級中48学級(30.4%)にまで拡充してきた少人数学級を今年度、一気に縮小し、31学級減のわずか17学級(10.8%)に後退させました。これによって8校で、上級生が30人学級や35人学級であるのに、1年生が40人学級に逆戻りしています。これはゆきとどいた教育を願う生徒・保護者・教職員の声に背を向けるものです。これまで行ってきた少人数学級の検証と評価を全く行うことなく、財政論を理由に、わずか2年で少人数学級拡充の基本路線を投げ捨てたことに強く抗議します。</p> <p>また、県教委は今年度入学生から、学級編制方針を大きく変更しました。「地域別の中学卒業予定者数の動向」と「これまでの学級増減の経緯などを踏まえる」という方針が削除され、「各学校の志願者数の推移」のみを唯一の編制基準に格上げしました。全体の募集率をあらかじめ設定することをやめ、普通科割合の目安(約66%)を示すこともやめました。「(学級減ではなく)定員減での対応」は2年で、「年度によって中学校卒業予定者数が増える学区があっても募集定員は増やさない」という方針はわずか1年でなくなりました。</p> <p>この結果、募集率は70.8%から73.1%に上昇したものの学区間の不均衡は解消されず、普通科割合も63.7%に低下した上に学区間の格差がいつそう広がっています。住んでいる場所で学びの選択肢に大きな不均衡が生じています。この不均衡を解消するためには、段階的な少人数学級の拡充しか道はありません。1年ごとに編制方針が変わる県教委の場当たりの対応に生徒も学校も翻弄されています。</p>

○厚生環境委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
12	8.5.7	熊の無差別駆除の即時停止および共生政策の実施について	世田谷区 個人	<p>【陳情理由】</p> <p>私たちは、熊を含む野生動物を無差別に駆除することに反対し、以下の陳情を提出いたします。近年、人間による森林伐採や開発によって、熊たちの生息環境は著しく破壊されています。ヒノキ・スギ人工林の拡大やメガソーラー建設などにより、熊の住処や食糧が失われ、人里に降りてくる原因となっています。こうした状況下で熊たちは、日々を必死に生き抜いています。</p> <p>しかし現在、子熊や泳いで渡る熊、冬眠中の熊を含む熊たちを対象に、無差別な駆除（春熊駆除）が計画されており、これは倫理的にも、動物福祉の観点からも許されるものではありません。</p> <p>私たちは、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に則り、熊を殺すのではなく保護し、野生動物が生き延びる環境を再生する努力を求めます。</p> <p>具体的には以下の施策を提案します。</p> <p>【陳情項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 熊を安全に山へ戻す施策の徹底 2. 森林の再生や果実の実る自然環境の復元 3. 電気柵や境界線の強化による人間との共存環境の整備 4. 人間による廃棄物（野菜・果物など）の一部を利用した共生策の検討 <p>これらにより、人里に降りてくる熊を減らすとともに、熊を含む野生動物との共生が可能となります。残酷な駆除ではなく、科学的・倫理的に妥当な方法を用いることが、地域社会と自然環境の持続可能性を高めると考えます。</p> <p>つきましては、貴議会におかれまして、「熊の無差別駆除の即時停止と、野生動</p>

陳

情

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				物との共生を目指す政策の検討・実施」 を強く要望いたします。

- . - . - 陳 情 - . - . -

○厚生環境委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
16-3	8. 6. 11	学校園における 感染対策の再構 築と子どもの将 来・地域社会を 守る対策に関す る陳情	富山市 個人	<p><u>陳情の内容（趣旨）</u></p> <p>現在、学校園における新型コロナウイルス感染症対策については、「文部科学省の通知に沿って適切に対応している」との説明が繰り返されています。しかし、文部科学省通知は法令ではなく行政通知であり、地方自治体が地域の実情や科学的知見を踏まえて独自の対策を講じることを妨げるものではありません。また、本陳情は新たな変異株の出現を前提としているものではありません。令和5年以降、感染症法上の位置付け変更や対策緩和が行われましたが、その後も新型コロナウイルス感染症による死亡や罹患後症状（Long COVID）は継続して発生しています。令和7年（2025年）の人口動態統計では、新型コロナウイルス感染症による死亡者数は年間1万人を超え、インフルエンザによる死亡者数を大きく上回りました。一方で、罹患後症状については十分な統計すら整備されておらず、その実態は依然として把握されていません。</p> <p>学校園は、多数の児童生徒と教職員が長時間同じ空間で活動する場であり、エアロゾル感染が生じやすい環境です。学校園で発生した感染は、子どもから家庭へ、家庭から職場や地域社会へ広がり、さらに別の家庭を経て再び学校園へ持ち込まれるという感染ループを形成します。学校園は単なる教育施設ではなく、地域全体の感染状況に影響を与える重要な接点となっています。</p> <p>また、学校園での感染は児童生徒だけの問題ではありません。教職員の感染は休職や人員不足を招き、教育機能の維持を困難にします。子どもが感染すれば保護者は看病や待機のため就業を制限され、さらに家庭内感染が発生すれば世帯収入の減少や医療費負担の増加につながります。感染拡大は教育・福祉・医療・地域経済のすべてに影響を及ぼします。</p> <p>さらに、罹患後症状では持続的倦怠感、睡眠障害、集中困難、記憶障害、抑うつ</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>症状などが報告されており、子どもの学習や発達、将来の社会参加に影響する可能性があります。子どもの長期欠席や不登校、学力低下、精神的問題を議論する際には、新型コロナ感染や罹患後症状との関連可能性も含めて検証する必要があります。</p> <p>しかし現在の学校対策は、出席停止や学級閉鎖など感染拡大後の対応が中心であり、感染そのものを未然に防ぐ対策や、後遺症を含めた長期的影響の把握は十分とは言えません。また、学校園における感染実態や後遺症の実態について体系的な調査も行われていません。</p> <p>以上のことから、「国通知に沿っている」という形式的説明の反復ではなく、学校園における感染実態、後遺症、家庭負担、教育への影響を科学的に検証し、自治体として主体的な感染対策を再構築することを求めます。</p> <p><u>陳情の内容（陳情事項（項目））</u></p> <p>5. 子ども及び保護者に対し、新型コロナワクチンに関する正確な情報提供を行うとともに、希望者が経済的理由により接種を断念しないよう、接種機会の確保及び費用負担軽減策を検討すること。</p> <p>7.-3 学校園における感染歴、長期欠席、罹患後症状、保護者負担等の実態について継続的な調査を行い、政策立案の基礎資料として活用すること。</p> <p>9.-3 上記各事項について、「国通知に沿っている」「国マニュアルが存在する」ことのみを理由として検討を終了するのではなく、地域の実情及び科学的知見に基づき独自に検証し、その結果を公表すること。</p>

※項目 1～4、6、8 は、経営企画委員会及び教育警務委員会に分割付託している。

※項目 7 は経営企画委員会に、項目 9 は経営企画委員会及び教育警務委員会にも分割付託しており枝番を付している。

- . - . - 陳 情 - . - . -

○厚生環境委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
17	8.6.11	全世代へのワクチン支援の強化と、子ども・現役世代を含む公平な接種体制に関する陳情	富山市 個人	<p><u>陳情の内容（趣旨）</u></p> <p>新型コロナウイルス感染症は5類移行後も流行を繰り返しており、現在も我が国に大きな健康被害と社会的影響をもたらしています。令和7年の人口動態統計月報（概数）によれば、新型コロナウイルス感染症による年間死亡者数は21,497人に達し、同年のインフルエンザ死亡者数6,838人を大きく上回っています。このことは、新型コロナウイルス感染症が現在も公衆衛生上の重要な課題であることを示しています。</p> <p>一方で、死亡や重症化リスクが高い高齢者への重点的な対策は極めて重要であり、現行の定期接種制度には一定の合理性があります。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響は高齢者だけにとどまりません。子どもにおいても重症化や死亡が全くないわけではなく、また年齢を問わず罹患後症状（Long COVID）が発生することが知られています。</p> <p>特に子どもや現役世代においては、死亡よりもむしろ後遺症による長期的影響が深刻です。学業への支障、集中力や認知機能の低下、慢性的な疲労、就労困難などは本人のみならず家庭や地域社会にも影響を及ぼします。学校園での感染拡大は家庭へ波及し、保護者の就労にも影響を与えます。さらに医療・福祉・教育・交通・物流など社会基盤を支える現役世代の感染や後遺症は、地域経済や社会機能の維持にも大きく関わります。</p> <p>しかしながら、死亡者数については継続的な統計が整備されている一方、Long COVIDについては発生状況や社会的影響を継続的に把握する仕組みが十分整備されていません。そのため、実態が把握されていないことをもって影響が小さいと判断することはできません。むしろ統計が不足しているからこそ、子どもや現役世代への影響を適切に評価するための実態把握が必要です。また、ワクチン接種</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>影響、罹患後症状（Long COVID）、家庭負担、就学・就労への影響等の実態把握を行うこと。また、後遺症については統計や知見が十分ではないことを踏まえ、県独自の情報収集や実態調査を行い、施策立案及び国への制度改善要望に活用すること。</p> <p>6. 国への制度改善要望の提出子ども・若年層・現役世代を含む接種費用負担軽減、Long COVID対策の強化、実態調査の充実及び科学的知見の収集・情報提供の強化について、国に対し制度改善を働きかけること。</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
18-2	8. 6. 15	杜撰72号 県公安委員は機能せず	富山市八尾町黒田544-2 松永 定夫	<p>1. 陳情の趣旨</p> <p>「三権分立(立法・行政・司法の分離)が必要とされる最大の理由は、国家権力の暴走(濫用)を防ぎ、国民の権利と自由を守るためです。」とAIでも解説しているところ、県公安委員会の機能不全は、国家権力の暴走(濫用)を許すことに成りかねない故、緊急な対応が不可欠です。</p> <p>2. 県公安委員会の実態及び経緯</p> <p>(1) 公安委員会の運営 2項[議事]定例会(富山県公安委員会の運営に関する規則第3条)では、「公安委員会の権限に属する事項について審議、決議を行うほか、事件・事故及び災害の発生状況と警察の取組、治安情勢とそれを踏まえた警察の各種施策、組織や人事管理の状況等について報告を受けます。」と規定しており、3名の公安委員の内2名以上の出席と県警本部長等で構成し、月3回の開催が定義づけられているところ、県民からの苦情申し立てを10か月以上放置している。</p> <p>(2) 富山県公安委員会に関する警察法上の主な規定[権限等]において、79条で公安委員会に対する苦情申出の受理等と明記されている所、昨年7月31日付けで県民からの苦情申し出に対して未だに回答を得ていません。前年度2回及び本年度2回その他、県警察相談課職員に対しても2回の早期回答を求めるとは長期放置され続けている例からも、実質的な独立審査機関として機能していません。</p> <p>(3) 公安委員会は、実質的な「名誉職」化委員の選任プロセスにおいて、警察に批判的な人物が入りにくく、チェック機関の独立性が期待されない構図に成っています。</p> <p>例えば、現在ネット上で公安委員の1</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>名について過去の職歴は写真と共に紹介している所、現在の所在は不明であり、県警察が囲い込みして県民から同公安委員への情報を遮断している様に見える。</p> <p>(4) よって、警察本部長等側の職権乱用に成るおそれや公安委員会委員に係る怠慢は、任命権者による罷免や議会の同意に基づく解任などの行政的・政治的な責任が問われる事になり兼ねないことからして、県民がこの茶番劇を知る事と成り、県公安委員各位の名誉においても著しく棄損される事にもなります。</p> <p>3. 陳情の要旨</p> <p>(2) (1) の説明や放置理由によっては、県民から警察に対する「刑事告訴」及び国家賠償法に基づく提訴に発展しかねず、県議会、議員各位においても関心を示していただき、警察行政に対する県民からの苦言代表として、県民が県議会への信頼が一層深まる様な働きを求めます。</p>

※項目 (1) は教育警務委員会に分割付託している。

- . - . - 陳 情 - . - . -

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
19-2	8. 6. 15	杜撰73号 県職員は被告訴 人容疑で捜査対 象	富山市八尾町黒 田544-2 松永 定夫	<p>1. 陳情の趣旨</p> <p>県庁主要部局の職員に係る情報公開制度の逸脱は、制度の形骸化から行政一体の隠ぺいに至り、その結果、富山地方検察庁、富山県警察捜査2課の捜査に及ぶ。県職員らは不適切問題を繰り返し、これを放置している。不適切な行政運営を隠蔽、県民の知る権利を阻害する事はもちろんであるが、県民から行政への信頼を取り戻す事が急務な事案でも有る。県文書法務課、県広報課、県教育委員会企画課、県警察相談課（告訴状受付待ち）など、情報公開制度に係る制度を逸脱した不適切事務行為は看過できず、捜査機関から計4件の内3件受理は、深刻。</p> <p>2. 県主要関係部局へ捜査機関の介入経緯</p> <p>(1) 富山県庁、県警察捜査2課へ告訴状提出</p> <p>県経営管理部法務文書課所管の情報公開係は、総合窓口として、県の全ての公文書開示請求窓口になっている所、昨年度当初の開示請求分の公安委員及び県警察本部長宛て分請求書を置き忘れ、これを請求者への開示決定通知が出来ないから県情報公開窓口は受け取らない紛争から公文書開示請求者は、改めて再請求に、県警察へ告訴状提出に至り、本年3月17日富山県警捜査2課は富山検察庁へ送致(送検)した旨連絡を得る。</p> <p>同様に開示決定日の15日間を逸脱した県広報課(県民の声係)に対して、富山地方検察庁は昨年12月4日告訴状を受理。</p> <p>引き続き、県教委企画課の非開示決定処分は、秘書氏名について「請求に係る公文書を作成していないため」との処分から虚偽公文書作成容疑で、富</p>

- . - . - 陳 情 - . - . -

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>山地方検察庁は本年1月21日付けで告訴状受理に至る。</p> <p>(2) 富山県は、職員の不祥事を繰り返した反省、謝罪もなく、本件内容について、某ブログ掲載者に対して、県弁護士を通じて被告人氏名について、カスタマーハラスメントに該当するとの理由から、削除警告を伝える。</p> <p>3. 陳情の要旨</p> <p>(2) (1) の説明において、本来は県議会が把握し請願の取り扱いで処理されるところ、従前、県議会は放棄して来た反省を頂き、県民から県議会への信頼が一層深まる様な審議を求めます。</p>

※項目(1)は経営企画委員会に分割付託している。

- . - . - 陳 情 - . - . -

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
25	8.6.18	富山県警察による被害届不受理と犯罪捜査規範61条違反に関する是正と検証を求める陳情書	富山市 個人	<p>陳情の趣旨</p> <p>富山県警察が約10年にわたり、国家公安委員会規則犯罪捜査規範61条に反して被害届の受理を拒否してきた疑いがあるため、県議会として実態調査、県警への是正要請、必要な条例・意見書などの検討を求める。</p> <p>陳情の内容(被害届不受理)</p> <p>平成25年頃から、旧富山中央警察署に詐欺被害の相談をしてきましたが、被害届不受理。新庁舎になって警務課職員に複数回相談しましたが、追い返された。同時期、警務課係長に某巡查部長が書いたメモを見せました。後に、富山地方検察庁告訴担当は、「これ1枚で故意が立証できる」と言っている。</p> <p>仕方がないので、平成27年8月25日以降から富山県警察本部警察相談課にも対面と電話で被害届の受理をお願いしましたが不受理。</p> <p>さらに魚津警察署、富山西警察署、射水警察署などにも伺い、被害内容を申し出ましたが不受理。</p> <p>令和に入り富山南警察署が出来てから、富山中央警察署が相談を拒否するため富山南警察署に行き、相談係の職員に相談してきましたが、受理出来ないの一点張り。</p> <p>犯罪捜査規範61条</p> <p>「被害の申告があれば、管轄地域を問わず被害届を受理しなければならない」と規定しています。しかし、規範の趣旨に反する運用が長年にわたり行われていると考えられる。実務上明らかにおかしいので、県として是正措置を講ずる必要がある。</p>